

倉敷市立 玉島小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・昨年度、いじめ認知件数は78件であった。今後もいじめが発生したり、継続したり、広がったりして深刻ないじめにつながらないように、全教職員で連携しながら対応することが大切である。特に情報端末使用による諸問題、人権侵害につながる偏見や差別が想定される。現状を把握し、積極的な対応を考えていく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめについては、「どの子にも、どの学級においても起こりうる」ものであること、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識のもと、全児童を全教職員で見えることを大切にして、「いじめ問題対策委員会」を中心にいじめ防止のための各種取組を行う。

・いじめの未然防止のためには、何よりも一人ひとりが大切にされているという実感をもち、安心・安全に学校生活を過ごすことが重要であることから、児童が主体的に学び、活躍できる場の充実に努めていく。

〈重点となる取組〉

・様々な「人・こと・もの」との意図的な出会いやつながりを図り、児童のやる気を引き出し、学ぶ楽しさ、伸びる喜びを味わうことができるようにする。

・一人ひとりが大切にされているという実感をもち、つながるすばらしさを味わうことができるように、道徳教育、特別活動、人権教育、特別支援教育を充実させる。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るようにする。

・PTA研修や懇談会等の場において、インターネット、スマートフォン、SNSによる問題についての意見交換や協議の場を設け、見守りや情報提供の依頼を行い、トラブルの未然防止を図っていく。

・学校便りに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

・学校評議員に加え、民生委員、児童委員との連絡会をもち、情報の共有化を図って積極的な対応を進めていく。

学 校

いじめ問題対策委員会

〈いじめ問題対策委員会の役割〉

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

〈いじめ問題対策委員会(学校運営協議会と兼ねる)の開催時期〉

・年間3回(7月・12月・3月)

〈いじめ問題対策委員会の内容の教職員への伝達〉

・直後の火曜日(生徒指導報告の時間)

〈いじめ問題対策委員会の構成メンバー〉

SC、SSW、学校運営協議会委員
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、人権教育担当
※報告・連絡は随時行う。

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

・県教育委員会

〈連携の内容〉

・ネットパトロールによる監視

〈学校側の窓口〉

・教頭

〈連携機関名〉

・玉島警察署

〈連携の内容〉

・定期的な情報交換

〈学校側の窓口〉

・補導担当教諭

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

(教員研修)

・未然防止の手立てとして、「全教職員で全児童を見る」ということを共通理解する。その具体的な手立てとして、朝のあいさつを自分のクラスだけではなく、他クラスに行うようにしていく。

(居場所づくり)

・校内なかよし週間を設定し、その期間よいこと見つけを行うことで、自己肯定感を高めるようにする。

(情報モラル教育)

・ネット上のいじめを防止するために、パソコンを利用したネットモラルの授業を各学年において2時間以上行う。

(人権侵害につながる偏見や差別)

・人権侵害につながる偏見や差別を防止するために、正しい知識を伝えるようにする。

② 早期発見

(実態把握)

・携帯電話とSNSについてのアンケート調査を実施し、現状に基づいた指導を適宜行う。

・教育相談週間を年間2回設定し、個別のアンケート調査・面談を実施する。

・「心の健康観察」(毎日)、「生活アンケート」(毎月)を行い、児童の心の様子を見取り、早期対応をしていく。

(情報共有)

・毎週火曜日の終礼で生徒指導報告の時間を設定し、教職員間で情報共有できる体制をつくる。

(家庭への啓発)

・PTA研修会・懇談会・個別懇談の場を中心に、積極的ないじめの認知につながるように連携を図る。

③ いじめの対処

(いじめの有無の確認)

・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。

(いじめへの組織的対応の検討)

・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ問題対策委員会を計画的に、また、随時開催する。

(いじめられた児童への支援)

・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。

(いじめた児童への対応)

・いじめは絶対に許されない行為であるということを適切かつ毅然とした対処を行う。また、背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

【様式2】

倉敷市立 玉島小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議、委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針、計画の確認 ○いじめ問題対策委員会 ○職員研修	○学年集会、学級づくりの取組 ○あいさつ運動の取組	○火曜日の生徒指導報告(通年) ○心のアンケート(通年・毎日) ○生活アンケート(通年・毎月)	○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解(いじめ問題対策委員会)
5月	○職員研修			
6月	○学校評議員会 ・いじめ問題に関する意見交換 ○PTA 人権教育講演会	○なかよし月間・いじめをなくす月間の設定(人権教育担当・生徒指導主事) ○人権に関する授業・保護者との懇談	○教育相談アンケート ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処(いじめ問題対策委員会)
7月	○いじめ問題対策委員会		○保護者との個別懇談	
8月	○職員研修 ・ネットいじめ、SNS ○民生委員・児童委員との連絡会			
9月	○参観日 ○PTA 人権教育研修会			
10月			○教育相談アンケート ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処(いじめ問題対策委員会)
11月				
12月	○学校評議委員会 ○いじめ問題対策委員会	○なかよし週間・いじめをなくす週間の設定(人権教育担当・生徒指導主事)	○保護者との個別懇談	
1月				
2月	○学校評議委員会 ・一年間の取組の反省			
3月	○いじめ問題対策委員会 ・取組の検証、方針の修正			

年間を通して行う取組

- ・教員側のあいさつ運動（登校時、他クラスへのあいさつ等）を年間通して行い、全教職員が全児童とかかわる機会を増やしていく。
- ・毎週火曜日の終礼で生徒指導報告の時間を設ける。
- ・「心の健康観察」（毎日）、「生活アンケート」（毎月）を行い、児童の心の様子を見取り、早期対応をしていく。